

いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

福島市立福島第一中学校

1 ねらいと基本方針

(1) ねらい

平成25年6月28日に公布された、「いじめ防止対策推進法」を受け、学校、家庭及び地域社会も含めた社会全体が一丸となっていじめ根絶に取り組み、次代を担う子どもたちの生命・身体を守るために、具体的な対応策について示す。

(2) いじめの定義

「いじめ」を「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。

(3) いじめに対する基本的な考え方

- ① いじめは現に起きているものである。
- ② いじめは人間として決して許されない行為である。
- ③ いじめ根絶に向けて、保護者・地域・関係機関と連携しながら、早期に発見し、迅速に対応していく。

(4) いじめ根絶に向けた基本方針

- ① 心の居場所としての学級経営の充実
- ② いじめに対する迅速かつ毅然とした対応
- ③ 安全・安心を支える相談体制の充実

2 いじめの根絶に向けた具体的な対応

(1) 心の居場所としての学級経営の充実

- ① 道徳教育の充実
 - ・ いじめ防止の視点も踏まえ、道徳性の育成に関わる学級の課題及び解決の手立てを明確にして指導に当たる。
 - ・ 生徒が道徳的価値を主体的に追求し、道徳的実践力が育成できるような指導を工夫する。
- ② 生徒指導の機能を生かした指導の推進
 - ・ 自己選択や自己決定の場を意図的に設定し、自主的・自動的な学級づくりに努める。
 - ・ 自己存在感を実感できる好ましい人間関係づくりと学級づくりに努める。
 - ・ 共感的な人間関係を基盤とした教育活動を充実する。
- ③ 日常の生徒観察の充実
 - ・ 日頃からの人間的なふれあいを通して、生徒との信頼関係の確立に努める。
 - ・ 生徒一人一人の多面的・総合的な理解を深め、生徒のサインを敏感にキャッチできる目を養う。
- ④ 生徒にとって安全安心な居場所づくりに配慮した授業づくり
 - ・ 豊かな人間性・社会性を育む体験活動の促進を図る。
 - ・ 生命尊重や思いやりの心を育む教育活動の充実を図る。

(2) いじめに対する迅速かつ毅然とした対応

① 「いじめ対策チーム」の立ち上げ

- いじめ問題に関する予防・対策を迅速かつ適切に行うため、校内に「いじめ対策チーム」を組織する。「いじめ対策チーム」は、生徒指導委員会および事案により校長が認めたメンバーにより構成され、毎週定例の会議を開催するほか、必要に応じて随時開催する。

※ 至急の対応が必要な場合は、緊急いじめ対策チームを編成し、いじめの事実確認及び安全確保対策等を行う。(管理職・生徒指導主事・該当学年主任と担任) なお、いじめの認知は、「いじめ対策チーム」が行う。

② 情報モラルの積極的な指導

- インターネット等を通じて行われるいじめの防止のため、各教科や総合的な学習の時間等を通して、適切な情報モラル教育を実施するほか、各種便り等により、適宜、啓発活動を行う。

③ いじめ発生時の対応の共通理解

- いじめの発生が疑われる場合、またはいじめの事実を確認した場合の校内での対応の流れの共通理解を図る。

(3) 安全・安心を支える相談体制の充実

① 定期相談、チャンス相談の充実

- 日頃からの生徒観察と、学期毎のアンケート調査などにより適切な生徒理解に努め、定期相談を充実させる。
- 生徒の現状やさまざまな情報を敏感にキャッチし、タイムリーなチャンス相談を適切に実施する。
- 「悩みの調査」を定期的に実施し、いじめ問題の早期発見把握に努める。また、何らかの記載をした生徒については、内容の軽重にかかわらず、必ず本人から話を聞くようとする。

② 養護教諭、スクールカウンセラー、特別支援協力員等との適切な連携

- 日頃から養護教諭やスクールカウンセラー、特別支援協力員等との情報交換を密に行い、さまざまな視点からいじめの防止、早期発見を目指す体制づくりに努める。

③ 関係諸機関との適切な連携

- 警察や児童相談所等の関係諸機関の機能を理解し、必要に応じ迅速かつ適切な連携を図る。

(4) 本校独自の取り組み

① 「いじめをなくす会」の実施(年2回)

- 各学級で「いじめ」について意見を出し合い、学級の目標を考える。

＜話し合うこと＞

- 集団の一員として、言われて嫌な言葉、嫌になる態度は何か。
- 集団の中の一人として、いじめをしない、加担しない、傍観者にならなければどうすればよいか。
- 学級全体として、どんなことを目標に「いじめ〇」を目指すか。→学級の目標を立てる。

- 評議員会で発表し合い、他のクラスの目標を確認する。→学級に目標を掲示する。
- 生徒会総会において、生徒会監査から学校の目標(スローガン)を再度確認する。『相手のために行動できる一中生』

② カウンセリングオリエンテーション

- 新入生に対して、相談室の確認とスクールカウンセラーとの顔合わせを行い、悩みを抱えたときに相談できることを知らせる。

3 個別のいじめへの対応

その日のうちに	<p>1 いじめの情報をキャッチ</p> <p>↓・いじめと思われる事実確認</p> <p>2 報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・憶測を入れず事実のみ ・些細なことでも報告 <p>3 緊急いじめ対策チーム</p> <p>緊急いじめ対策チームを編成 (管理職・生徒指導主事・該当学年主任・学年生徒指導・該当担任)</p>
できるだけ早く	<p>4 事実関係の把握・情報収集</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめられた生徒（被害生徒） ・いじめた生徒（加害生徒） ・周りの生徒 ・教職員 ・保護者 <p>※早期の対応、早期の危機介入</p> <p>5 いじめ対策チーム</p> <p>緊急いじめ対策チームの調査結果及び情報からいじめの認知について判断する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別の指導計画による指導 ・所轄警察署との連携 <p>校内いじめ対策チームメンバー</p> <p>管理職 主幹教諭 生徒指導主事 学年生指担当 特別支援生指担当 スクールカウンセラー（出勤日） ※ いじめの状況によりメンバーを追加する場合がある。</p> <p>指示…学校全体で組織的な対応 担任・関係職員</p> <p>被害生徒 加害生徒</p> <p>聞き取りと情報の交換</p> <p>報告 いじめ対策委員会 → いじめの認知</p> <p>指示 被害者の安全対策 担任・関係職員 → 加害保護者への連絡と協力要請</p> <p>被害生徒及びその保護者への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者への連絡 (学校としての方針、面談の連絡等 被害生徒を守る対応等への理解を得る) ○指導・援助の方針の立案、共有 ○指導・援助体制の構築 <ul style="list-style-type: none"> ・誰が、誰に、いつまでに、何をするか ・すぐに行う対応 ・中・長期的な対応 ・保護者への対応(定期的に状況の連絡)
その後の対応	<p>6 再発防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経過観察期間の設定 ・生徒指導の機能を生かした授業づくり ・一人一人のよさや可能性を生かし、互いに高め合う学級づくり <p>被害生徒の見守り</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめに係る行為がなくなつてから、少なくとも3ヶ月は見守る期間を設定し、解消後、いじめが再発しないか見守る。 <p>いじめ防止啓発活動</p>

4 重大事態への対処

(1) 「重大事態」の定義

- ① いじめにより生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じる疑いがあるとき。
- ② いじめにより生徒が相当の期間（年間30日）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。

(2) 「重大事態」の報告

- ① 市教育委員会を通じて7日以内に市長へ報告する。

(3) 「重大事態」時の対応

- ① 重大事態が発生した場合には、速やかに校内の「いじめ根絶チーム」による協議を行い、その後の指導・援助の方針、具体的対応を明確にするとともに、質問票の使用、その他の適切な方法により、事実関係を把握するための調査を行う。具体的には、いじめを受けた生徒等及びその保護者からいじめの状況について聴取を行う。
- ② ①の調査を行った際には、いじめを受けた生徒およびその保護者に対し、事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。
- ③ 事実関係を明らかにする調査として、いじめに関係した生徒、保護者、教職員、いじめを見た生徒等を対象に聴取を行う。
- ④ 不登校重大事案に対する調査は原則学校が行うが、必要に応じて適切な外部人材を加えて調査を行う。

5 学校評価における留意事項

- (1) いじめの防止、早期発見、いじめの再発を防ぐための取り組みなど、適正な評価を実施する。
- (2) 今年度の反省と次年度の検討を行う際、学校のいじめ防止基本方針の見直しと改善を行う。
- (3) 年間を通じていじめ〇件の場合、その事実を生徒および保護者に公表する。